

令和元年会社法改正の概要

令和元年12月4日に、会社法の一部を改正する法律が成立し、同月11日に公布されました。改正の主な内容は以下のとおりです。今回の改正は、一部の改正事項（以下の**一1**と**五4**）を除き、令和3年3月1日から施行されています。**一1**と**五4**の改正事項については、公布の日から3年6か月以内の政令で定める日から施行されることが予定されています。

一 株主総会に関する規律の見直し

1 株主総会資料の電子提供制度

(1) 電子提供措置をとる旨の定款の定め

改正法は、株主総会関連のコスト削減の見地から、株主総会の招集に際して株主に提供すべき資料をすべてインターネット上のウェブサイトに掲載し、株主に対して当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主総会資料を株主に提供することができる制度を新設した。招集の通知自体が、書面により送付される点は改正されていない。

従来、個別の株主の承諾を条件に電磁的方法による情報提供ができるものとされているが（299条3項、301条2項、302条2項）、改正後は、「**電子提供措置をとる**」旨を定款で定めれば、会社は電磁的方法による株主総会資料の提供を原則とすることができる（改正後325条の2柱書）。

電子提供措置とは、株主総会参考書類等の内容である情報について、電磁的方法により株主が当該情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、法務省令で定めるものをいう（改正後325条の2柱書前段かっこ書）。

電子提供措置をとる旨を定款で定めるかどうかは、原則として、各会社が任意に判断すればよいが、振替株式発行会社では、電子提供措置の採用が義務づけられている（改正後社債、株式等の振替に関する法律159条の2第1項）。

さらに、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある場合には、その定めを登記しなければならない（改正後911条3項12号の2）。

(2) 電子提供措置の期間（改正後325条の3第1項柱書）

電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社においても、電子提供措置をとらなければならないのは、会社が取締役会設置会社である場合や、議決権行使書面又は電磁的方法により議決権行使ができることとした場合に限られる。

このような会社の取締役は、**電子提供措置開始日**から始まる**電子提供措置期間**に、(3)で述べる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

電子提供措置開始日は、株主総会の日（3週間前）の日、又は、株主総会の招集通知を発した日の、いずれか早い日である。株主が慎重に議決権行使を判断できるように、情報提供を従来の招集通知発送日より前倒しさせることを意図したものである。

電子提供措置期間は、電子提供措置開始日から株主総会の日（3か月）を経過する日までの間とされている。電子提供措置の終期が株主総会の日（3か月）を経過する日とされているのは、株主総会決議取消しの訴えの出訴期間（831条1項柱書）

に合わせているからである。

- (3) 電子提供措置をとるべき情報（改正後 325 条の 3 第 1 項各号）
電子提供措置をとるべき対象となるのは、次の①から⑦の事項に係る情報である。
- ① 株主総会の招集に当たって定めなければならない事項（同条項 1 号）
 - ② 書面による議決権行使を定めた場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項（同条項 2 号、ただし、後記(4)①参照）
 - ③ 電磁的方法によって議決権を行使することができる場合には、株主総会参考書類に記載すべき事項（同条項 3 号）
 - ④ 議案要領通知請求があった場合には、議案の要領（同条項 4 号）
 - ⑤ 取締役会設置会社の定時株主総会の場合には、計算書類及び事業報告に記載・記録された事項（同条項 5 号）
 - ⑥ ⑤の場合であって、かつ、会計監査人設置会社である場合には、連結計算書類に記載・記録された事項（同条項 6 号）
 - ⑦ ①～⑥の事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項（同条項 7 号）
- (4) 電子提供措置をとることを要しない例外
定款に電子提供措置をとる旨の定めがあっても、次の①又は②の事項に係る情報については、電子提供措置をとるべき対象から外すことが認められている。
- ① 取締役が株主総会の招集通知に際して株主に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、電子提供措置をとることを要しない（改正後 325 条の 3 第 2 項）。
 - ② 有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社が、電子提供措置開始日までに上記(3)で示した事項（定時株主総会に係るものに限り、議決権行使書面に記載すべき事項を除く。）を記載した有価証券報告書の提出の手続きを、開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して行う場合には、当該事項に係る情報については、電子提供措置をとることを要しない（改正後 325 条の 3 第 3 項）。
- (5) 株主総会の招集の通知等の特則
電子提供措置をとる旨の定款の定めのある会社については、いくつかの特則が置かれている。
- ① 招集通知の発送期限
非公開会社でも電子提供措置をとる場合には、公開会社と同様に、2 週間前までに招集通知を発しなければならない（改正後 325 条の 4 第 1 項）。電子提供措置をとれるほどの会社であれば、非公開会社としての特則（299 条 1 項かっこ書）を認める必要がないからである。
 - ② 招集通知の記載・記録事項
電子提供措置をとる場合の株主総会の招集通知には、298 条 1 項 5 号・会社法施行規則 63 条で追加的に記載・記録が要求される事項の記載・記録が不要となる（改正後 325 条の 4 第 2 項前段）。
これに対し、298 条 1 項 1 号から 4 号までに掲げる事項のほか、(a)電子提供措置をとっているときはその旨、(b)電子提供措置の代わりに EDINET を使用して行ったときはその旨、(c)その他法務省令で定める事項については、電子提供措置をとる場合であっても、株主総会の招集通知に記載・記録しなければならない（同条項後段）。
 - ③ 株主総会参考書類等の提供
電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社においては、取締役は、株主総会の招集通知に際して、株主に対し、株主総会参考書類等を交付・提供する必要がない（改正後 325 条の 4 第 3 項）。これらの資料の内容である情報は、上記(3)で

述べたように、電子提供措置で提供されているからである。

④ 株主による議案要領通知請求

電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社において、株主から議案の要領の通知請求（305条1項）があったときは、当該議案の要領は、招集通知に記載・記録されるのではなく、電子提供措置により提供される（改正後325条の4第4項）。

(6) 書面交付請求

① インターネットを利用することが困難な株主の保護

改正法は、インターネットに通じていない高齢者等が株主になっていること（いわゆるデジタルデバイドの問題）に配慮し、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の株主が、会社に対して請求（書面交付請求）することにより、株主総会の招集通知の発送に際して、電子提供措置により提供されている情報（電子提供措置事項）を紙媒体（書面）で入手できることとした（改正後325条の5第1項・2項）。この書面交付請求権は、定款で定めても排除することができないとされている。

ただし、株主総会の招集通知が電磁的方法により行われることを承諾した株主（299条3項）には、上記のような保護は不要とも考えられるため、書面交付請求は認められていない（改正後325条の5第1項かつこ書）。

議決権行使の基準日を設けている会社では、基準日株主が基準日までに書面交付請求をしなければならない（改正後325条の5第2項かつこ書）。

書面交付請求の対象となるのは、上記(3)で示した事項（電子提供措置事項、改正後325条の5第1項かつこ書）であるが、定款で交付書面に記載を要しない事項を定めることができる（同条3項）。現行のウェブサイトを利用したみなし提供制度を存続させる趣旨である。

なお、振替株式の株主は、株式会社に対する書面交付請求を、その直近上位機関を経由してすることができる（改正後社債、株式等の振替に関する法律159条の2第2項）。

② 書面交付の終了

一方で、改正法は、書面交付請求への対応が会社にとって過大な負担とならないよう、書面交付の終了について規定している。

すなわち、書面交付請求日から1年を経過した時点で、会社は、当該書面交付請求をした株主に対して、書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の催告期間（1か月以上）内に異議を述べるべき旨を催告することができるものとし（改正後325条の5第4項）、その間に異議申立てがないときは、書面交付を終了することができるものとした（同条5項）。株主が催告期間内に異議を述べた場合には、その時点では書面交付は終了せず（同条5項ただし書）、さらに異議を述べた日から1年を経過した時点で、再び通知・催告を受ける（同条4項かつこ書）。

(7) 電子提供措置の中断

ウェブサイトの情報については、サーバーダウンやハッキングなどの理由で、株主に正しい情報が十分提供されないという状況も起こりうる。その場合に、一律に電子提供措置の効力を否定するのであれば、株主に混乱をもたらすし、会社にとっては過大な負担となるおそれがある。

そこで、改正法は、電子提供措置期間中に、株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと、又は、当該情報がその状

態に置かれた後改変されたことを、「電子提供措置の中断」と呼び、電子提供措置の中断があっても、改正後325条の6第1号から4号のいずれにも該当するときは、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさないものとしている（同条柱書）。

2 株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備

株主は、会社の費用負担で、株主総会の会日前に、自己が提出しようとする議案の要領を他の株主に通知するよう請求することができるが（305条1項）、近年、1人の株主が膨大な数の議案を提出するなど、株主提案権の濫用的な行使事例が発生し、会社の費用負担の増加が問題視されていた。

そこで、改正法は、濫用的な株主提案を防止する目的で、提出議案の数を制限することとした。すなわち、取締役会設置会社の株主の提出しようとする議案の数が10を超えるときは、10を超える部分の議案について、会社は議案要領通知請求の対象としないこととした（改正後305条4項前段）。多数の議案が提出された場合、どの部分の議案を議案要領通知請求の対象から外すかは、株主の側で優先順位を設けていない限り、取締役の判断に任される（同条5項）。

「議案の数」をどのように数えるかについては、以下のようなルールが設けられている（改正後305条4項後段）。

- ① 役員等の選任・解任に関する議案、会計監査人の不再任に関する議案については、複数の議案が提出されていたとしても、一括して1つの議案として数える（同条項1号～3号）。
- ② 定款の変更に関する2以上の議案については、当該2以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、1つの議案として数える（同条項4号）。例えば、取締役会設置会社の株主が、定款変更として監査等委員会を設置する条項と監査役を廃止する条項とを提案した場合に、どちらか一方だけが可決され、他方が否決されたとすれば、会社法（327条2項本文・4項）に違反した機関構成の状態が生じてしまうので、これらは1つの議案とみなされる。

なお、株主が他の株主と共同して議案要領通知請求権を行使する場合については、特段の規定がないため、例えば、株主Aが他の株主Bと共同して議案要領通知請求権を行使し、10の議案を提出した場合には、A、Bがそれぞれ10の議案を提出したと捉えられ、A、Bは、他の株主Cと共同して議案要領通知請求権を行使しようとする場合であっても、すでに提出した10の議案以外の議案をさらに提出することはできない、と解されている。

二 取締役等に関する規律の見直し

1 取締役の報酬等に関する規律の見直し

取締役の報酬等に関する従来の規制は、指名委員会等設置会社を除き、高額な報酬が株主の利益を害する危険を排除すること（いわゆる、お手盛り防止）を目的としていると解されているが、改正法は、お手盛り防止の機能に加え、取締役に対して職務を適切に執行するインセンティブ（動機づけ）を付与するための手段として報酬等が機能するよう、取締役の報酬等に関する規律を見直した。

(1) 報酬等の決定方針

取締役に対するインセンティブの付与の手段として報酬等が適切に機能するため

には、取締役の個人別報酬の決定手続を透明化する必要がある。

そこで、改正法は、一定の監査役会設置会社と監査等委員会設置会社は、定款又は株主総会の決議で取締役の報酬等を決定した場合には、個人別報酬まで定めたときを除き、報酬内容についての決定方針を取締役会の決議により決定しなければならないものとした（改正後 361 条 7 項）。これにより、株主総会決議では取締役全員に支給する総額だけを定め個人別報酬までは定めない多くの会社において、取締役会決議で報酬等の決定方針を定めなければならないことになる。

監査等委員会設置会社については、報酬等の決定方針の決定を取締役に委任することができない旨の規定が新設されたが（改正後 399 条の 13 第 5 項 7 号）、この規定は、当該事項の決定が「重要な業務執行」の決定に該当することを前提にしたものであり、監査役会設置会社においても、その決定を取締役に委任することはできない（362 条 4 項柱書）、と解されている。

なお、報酬等の決定方針を、取締役の報酬等の内容が決議される株主総会の場で取締役に説明させることについては、今回の改正では導入が見送られたが、この説明義務に代わるものとして、すべての種類の報酬等について、361 条 4 項の規律を及ぼすこととした（改正後 361 条 4 項）。

(2) 当該株式会社の株式又は新株予約権を報酬等とする場合の規律

近年、取締役に對して適切なインセンティブを付与するために、報酬等として当該株式会社の株式又は新株予約権を交付することの重要性が指摘されている。

しかし、当該株式会社の株式又は新株予約権を報酬等とする場合、「具体的な内容」（改正前 361 条 1 項 3 号）として財産上の利益をどこまで特定しなければならないかについては、解釈上必ずしも明らかでなかったし、そもそも、財産上の利益には様々な種類のものが考えられるため、そのすべてについて「具体的な内容」を明確にすることは困難である。とはいえ、この場合には、既存の株主に持株比率の低下・希釈化による経済的損失が生じる可能性もあるため、当該株式会社の株式又は新株予約権については、その「具体的な内容」をより明確にすることが望ましい。

そこで、改正法は、報酬等のうち募集株式・募集新株予約権については、当該募集株式・募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項を定めなければならないとした（改正後 361 条 1 項 3 号・4 号）。また、募集株式・募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を報酬とする場合（いわゆる相殺構成による交付）についても、同様の事項を定めなければならないとした（同条項 5 号）。従来
の現物報酬の定めは、同条項 6 号に移された。

指名委員会等設置会社についても、同様の改正が 409 条 3 項に対してなされたが、取締役・執行役の個人別の報酬内容を報酬委員会が決定しなければならない関係で、同委員会の決定事項は、当該募集株式・募集新株予約権の数のその他法務省令で定める事項とされている（改正後 409 条 3 項 3 号・4 号）。募集株式・募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を報酬とする場合も同様である（同条項 5 号）。

(3) 募集株式の発行等の手続及び新株予約権の発行手続の特則

改正後 361 条 1 項 3 号～5 号の規定を受けて、改正法は、次の①②の特則を設けた。

- ① まず、出資の履行を要しない募集株式の発行等を認めることとした。すなわち、上場会社が取締役に對して募集株式を発行する（又は自己株式を処分する）ときは、募集事項として、募集株式の払込金額・算定方法と払込期日・期間を定めることを要しないとす（改正後 202 条の 2 第 1 項前段）、その代わり、(a)取締役に對して募集株式を発行等をするものであり、募集株式と引換えにする金銭

の払込み又は現物出資財産の給付を要しない旨、及び、(b)募集株式の「割当日」、を定めなければならないとした（同条項後段）。この募集事項の定めがある場合、報酬等の対象となっている取締役以外の者は、引受けの申込み又は総数引受契約の締結をすることができない（改正後 205 条 3 項）。また、報酬等の対象となっている取締役は、「割当日」に、その引き受けた募集株式の株主となる（改正後 209 条 4 項）。

このような特則を設けることは、実質的に取締役による労務出資を認めることになるといった指摘もあり、そのため、この制度を利用できる会社は、株式評価が公正になされるであろうと考えられる上場会社に限定されている。したがって、上場会社以外の会社において、取締役に報酬等を株式で付与するには、いったん金銭の形で報酬等を付与することとし、これにより取締役が取得した金銭報酬債権を現物出資する（207 条 9 項 5 号参照）という、従来の方法を利用することとなる。

また、改正後 361 条 1 項 5 号イの定めに従い募集株式の払込みに充てるために金銭を報酬として支給する場合は、上記特則の対象外となる。

なお、上記特則は、上場会社である指名委員会等設置会社についても適用があり、そのための所要の法整備がなされている（改正後 202 条の 2 第 3 項、205 条 5 項）。

- ② 次に、①の特則を認めることとの論理一貫性から、出資の履行を要しない新株予約権の行使を認めることとした。すなわち、上場会社が取締役の報酬等として新株予約権を発行するときは、権利行使価額又はその算定方法を当該新株予約権の内容とすることを要しないと（改正後 236 条 3 項前段）、その代わり、(a)取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに当該新株予約権を発行するものであり、当該新株予約権の行使に際して出資の履行を要しない旨、及び、(b)報酬等の対象となっている取締役以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨、を内容としなければならないとした（同条項後段）。

この特則は、上場会社である指名委員会等設置会社についても適用があり、そのための所要の法整備がなされている（改正後 236 条 4 項）。

(4) 事業報告による情報開示の充実

会社法施行規則の改正によって、取締役を含む会社役員の報酬等に関する一定の事項について、公開会社における事業報告による情報開示の充実が図られた（同規則 121 条 4 号ないし 6 号の 3、122 条 1 項 2 号）。なお、取締役の個人別報酬内容の開示については、今回の改正では導入が見送られた。

2 会社補償に関する規律の整備

会社補償とは、役員等（423 条 1 項）にその職務の執行に関して発生した費用や損失の全部又は一部を、会社が事前又は事後に負担することである。例えば、役員等が第三者から責任の追及に係る請求を受けた場合において、当該役員等に過失がないときは、争訟費用などについて、330 条・民法 650 条に基づき補償が認められるという解釈があるが、会社補償が認められる範囲によっては、役員等の責任を定める規定の趣旨が損なわれるという懸念があり、また、構造上株式会社との利益が相反するという問題もある。

一方で、会社補償には、役員等の人材確保という意義のほか、役員等がその職務の執行に伴い損害賠償責任を負うことを過度に恐れるあまり職務の執行が萎縮しないよう、役員等に対して適切なインセンティブを付与するという意義が認められる。

そこで、改正法は、会社補償をすることができる費用等の範囲や会社補償をするための手続を明確にして会社補償が適切に運用されるように、会社補償に関する規定を新設した。

(1) 対象となる補償契約

会社補償を行うには、株式会社は、役員等との間で、事前に「補償契約」を締結しなければならない。「補償契約」とは、株式会社が役員等に対して次の①の費用と②の損失の全部又は一部を補償することを約する契約である。

すなわち、①役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことにより要する費用（防御費用）、②役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、(a)当該損害を役員等が賠償することにより生ずる損失、又は、(b)当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失、である（改正後 430 条の 2 第 1 項）。

補償契約を締結している場合であっても、①の防御費用（弁護士費用など）のうち通常要する費用の額を超える部分については、会社が補償することはできない（改正後 430 条の 2 第 2 項 1 号）。逆に、通常要する費用の額の範囲内であれば、その職務の執行に関し役員等に悪意又は重過失があっても、補償の対象となる。防御費用であれば、補償の対象としても、通常は職務の適正性を害するおそれが高いとまではいえないからである。ただし、補償契約に基づき防御費用を補償した後であっても、当該役員等が自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は株式会社に損害を加える目的で職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、会社は、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる（同条 3 項）。

一方、②の損失（賠償金・和解金の支払による損失）については、(a)株式会社が第三者に生じた損害を賠償するとすれば役員等が会社に対して 423 条 1 項の責任を負う場合には、その損失のうち当該責任に係る部分、また、(b)役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合には、損失の全部が、補償の対象外となる（改正後 430 条の 2 第 2 項 2 号・3 号）。したがって、429 条 1 項の責任のように悪意・重過失を要件とする責任については、ここでの補償の対象外となる。

(2) 会社補償の手續

補償契約の内容の決定をするには、株主総会の普通決議（取締役会設置会社では、取締役会の決議）によらなければならない（改正後 430 条の 2 第 1 項柱書）。取締役会設置会社では、取締役会は、取締役や執行役に決定を委任することはできない（改正後 399 条の 13 第 5 項 12 号、416 条 4 項 14 号）。

補償を実行するためには、取締役会の決議は必要ないが、取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役に報告しなければならない（改正後 430 条の 2 第 4 項）。これは、利益相反取引に関する取締役の取締役会に対する報告（365 条 2 項）と同趣旨のものである。

(3) 利益相反取引規制に関する規定の適用除外

補償契約は利益相反取引のうちでも直接取引（356 条 1 項 2 号）に該当するが、改正法では、補償の対象、会社補償の手續（上記(1)(2)）によって、直接取引に対する規制と同様の規律を設けている。

そこで、会社補償に関する会社法の規定に従った補償契約については、利益相反取引規制に関する規定を適用しないこととした（改正後 430 条の 2 第 6 項）。

3 役員等賠償責任保険契約に関する規律の整備

役員等賠償責任保険（D&O保険）とは、役員等が賠償責任を負う場合の損害（賠償

金・和解金の支払による損失)と、訴訟を提起されて負担することになる防衛費用を填補する保険である。株式会社が、保険料を負担し、役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険に加入することの可否については、利益相反が生じるため、争いがあった。

しかし、役員等賠償責任保険の保険料を会社が負担することについては、会社補償と同様の意義が認められる。

そこで、改正法は、株式会社が役員等賠償責任保険に加入するために必要な手続規定等を新設した。

すなわち、株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものを「役員等賠償責任保険契約」と定義し、「役員等賠償責任保険契約」の内容の決定をするには、株主総会の普通決議（取締役会設置会社では、取締役会の決議）によらなければならないとした（改正後 430 条の 3 第 1 項）。取締役会設置会社では、取締役会は、取締役や執行役に決定を委任することはできない（改正後 399 条の 13 第 5 項 13 号、416 条 4 項 15 号）。

会社が役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結することは、間接取引（356 条 1 項 3 号）に該当するが、当該保険契約の内容は株主総会又は取締役会で決定されることから、重ねて利益相反取引規制を及ぼす必要もない。そこで、会社が保険者との間で締結する役員等賠償責任保険契約の締結については、利益相反取引規制に関する規定を適用しないこととした（改正後 430 条の 3 第 2 項）。

4 社外取締役の設置義務づけ

平成 26 年改正は、社外取締役の設置の義務づけを見送ったが、平成 26 年のコーポレートガバナンス・コードの公表後、上場会社を中心に社外取締役の設置が急速に広まった。このような状況を踏まえ、令和元年改正は、社外取締役の設置を義務づけるための環境が整ったとみて、327 条の 2 を改正し、少なくとも 1 人の社外取締役の設置を義務づけた。すなわち、公開会社かつ大会社である監査役会設置会社のうち、その発行する株式について有価証券報告書の提出を義務づけられているものは、社外取締役を置かなければならないこととした（改正後 327 条の 2）。この規定に違反して、社外取締役を選任しなかったときは、過料の制裁の対象となる（改正後 976 条 19 号の 2）。

5 業務執行の社外取締役への委託

社外取締役は、業務執行を行っていないことが資格要件となっている（2 条 15 号イ）。ところで、近年のマネジメント・バイアウト（経営者による企業買収）のように、社内の取締役に任せておくと会社や株主全体の利益が侵害されるおそれがある取引に関しては、社外取締役に買収者との交渉等を任せることが望ましい。しかし、社外取締役が会社のために買収者との交渉等の職務を行うと、「当該株式会社の業務を執行した」取締役として、社外性を否定される可能性もある。

そこで、改正法は、会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社では取締役会の決議）によって、会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる、と定め（改正後 348 条の 2 第 1 項）、これによって委託された業務の執行は、社外取締役が業務執行取締役の指揮命令により当該委託された業務を執行したときを除き、2 条 15 号イに規定する株式会社の業務の執行には該当しないこととした（同条 3 項）。この規定により、社外取締役が

より積極的に活用されることが期待されている。

三 社債の管理に関する規律の見直し

1 社債管理補助者制度の新設

従来、担保付社債を発行する場合には受託会社を定めなければならない（担保付社債信託法2条）、また、無担保社債を発行する場合でも、原則として、社債管理者を定めなければならない（702条本文）。しかし、実際のところ、わが国の株式会社が社債を募集により発行する場合には、例外規定（702条ただし書）に基づき、社債管理者を定めていないことが多いと指摘されており、その理由として、会社法上、社債管理者の権限が広く、責任が重いこと、社債管理者の設置に要するコストが高くなることや、厳格な資格要件もあり社債管理者となる者の確保が難しいことが指摘されている。

もっとも、近年、社債管理者を定めないで発行された社債について、その債務の不履行や、社債権者の損失が生じる事例が見られ、このような社債について、社債の管理に関する最低限の事務を第三者に委託することを望む声が出てきていた。

そこで、改正法は、社債管理者を定めない場合に、社債の管理を自ら行う社債権者の負担を軽減するため、会社から委託を受けた第三者が社債の管理の補助を行う制度（社債管理補助者制度）を新設した。

(1) 社債管理補助者の設置

会社は、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができるが、社債管理補助者を設置することができるのは、702条ただし書に基づき社債管理者を置かない場合であって、かつ、担保付社債信託法2条1項に規定する信託契約に基づく受託会社を設置しない場合（社債権者自らが社債を管理することが期待できる場合）に限られている（改正後714条の2）。

702条の規定による社債管理者への委託に係る契約又は担保付社債信託法2条1項に規定する信託契約の効力が生じた場合には、社債管理補助者を設置することができないこととなり、社債管理補助者との委託に係る契約は、終了する（改正後714条の6）。

(2) 社債管理補助者の資格

社債管理補助者についても、社債管理者と同様に資格要件が設けられている。すなわち、社債管理補助者は、703条各号に掲げる者その他法務省令で定める者でなければならない（改正後714条の3）。

ただし、社債管理補助者は、社債管理者に比べて、裁量の余地の限定された権限のみを有する者であるため、資格要件が緩和され、上記「法務省令で定める者」には弁護士や弁護士法人が想定されている（会社法施行規則171条の2）。

(3) 社債管理補助者の権限

社債管理補助者は、社債管理者を置かなくてよい会社において、社債の管理に関する最低限の事務を委託される者であるため、その権限は限定的である。

すなわち、最低限の業務として、①破産手続等への参加、②強制執行等における配当要求、③債権の申出、が法定権限とされ（改正後714条の4第1項）、その他の業務は約定権限とされている。約定権限として、委託契約で定める範囲で、社債に係る債権の弁済を受ける権限や、社債権者集会の決議に基づき社債の全部につきその支払を猶予する権限などがある（同条2項・3項）。

(4) 2以上の社債管理補助者がある場合の特則

社債管理者については、2以上の社債管理者があるときは、これらの者が共同してその権限に属する行為をしなければならない、とされている（709条1項）。これに対し、社債管理補助者については、裁量の余地の限定された権限を有するだけで、他の社債管理補助者と共同して権限行使をする実益が乏しく、また、709条1項と同様の規律は、迅速かつ円滑な事務遂行の妨げともなりかねない。

そこで、改正法は、2以上の社債管理補助者があるときは、社債管理補助者は、各自、その権限に属する行為をしなければならないものとしている（改正後714条の5第1項）。

ただし、社債権者保護の観点から、社債管理補助者が社債権者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の社債管理補助者も当該損害を賠償する責任を負うときは、各社債管理補助者の責任を連帯債務とするものとしている（改正後714条の5第2項）。

(5) 社債管理者に関する規定の準用（改正後714条の7）

社債管理者の義務（704条）、特別代理人の選任（707条）、社債管理者等の行為の方式（708条）、社債管理者の責任（710条1項。2項は除く）、社債管理者の辞任（711条）、社債管理者の解任（713条）及び社債管理者の事務の承継（714条）の規定は、社債管理補助者について準用される（改正後714条の7前段）。

なお、710条1項、711条1項及び714条1項の準用に当たっては、上記(4)の特則（改正後714条の5第1項）を前提とした読み替えが規定されている（改正後714条の7後段）。例えば、社債管理補助者は、社債発行会社及び社債権者集会の同意を得て辞任することができるが、この場合、他に社債管理補助者がいても、当該社債管理補助者は、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めなければならない（改正後714条の7・711条1項）。

(6) 社債権者集会の招集等

社債管理補助者は、社債管理者よりも裁量の余地の限定された権限のみを有することから、①社債権者による招集の請求があった場合と、②社債管理補助者の辞任につき社債権者集会の同意を得るため必要がある場合にのみ、社債権者集会を招集することができる（改正後717条3項）。

また、改正法は、社債管理補助者がある場合における社債権者集会の決議の執行について規定している。すなわち、社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項を可決する旨の社債権者集会の決議があったときは、原則として、社債管理補助者が執行するものとしている（改正後737条1項柱書本文・2号、例外として同条項柱書ただし書）。

上記以外の、社債権者集会の招集の通知（改正後720条1項）、社債権者集会への出席等（改正後729条1項）、社債権者集会の議事録の閲覧等請求（改正後731条3項）、債権者異議手続における催告（改正後740条3項）及び報酬等（改正後741条）については、社債管理補助者についても、社債管理者と同様に規定されている。

(7) その他

社債管理補助者を定めることとするときは、その旨を社債の募集事項として定めなければならない（改正後676条8号の2）、また、その旨を社債原簿に記載・記録しなければならない（改正後681条1号）。

2 社債権者集会に係る改正

(1) 社債権者集会の決議による元利金の減免に関する規定の明確化

社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、当該社債の全部についてする

その支払の猶予などの一定の行為をする権限を有していないが（706条1項）、従来の706条1項1号の規定上、そもそも、社債権者集会が当該社債の全部についてする債務の免除（元利金の減免）を決議できるか否かについては争いがあった。

学説上は、同条項1号の「和解」に含まれるとして、これを認める解釈がある一方、和解の要件である「互譲」があるということができかねるかが不明確であるとの指摘もあった。

そこで、改正法は、同条項1号に「その債務」の免除を追加することにより、①社債権者集会が、当該社債の全部についてするその債務の免除を決議できること（724条2項柱書・1号、特別決議）、②社債管理者が、社債権者集会の特別決議（同条項柱書・2号）によって、当該社債の全部についてするその債務の免除をすることができること、を明確にした。

(2) 社債権者集会の決議の省略

さらに、改正法は、議決権者（議決権を行使することができる社債権者、724条1項）の全員の同意を、社債権者集会の決議に代替させることができる場合を認めた。

すなわち、①社債発行会社、社債管理者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案した場合、又は、②社債管理補助者がその辞任について社債権者集会が同意をすることの提案をした場合において、議決権者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなすこととした（改正後735条の2第1項）。

社債権者集会の決議があったものとみなされる場合には、裁判所の認可も省略することができる（改正後735条の2第4項・734条1項の不適用）。

四 株式交付制度

1 株式交付の意義

従来、自社の株式を対価として他の株式会社を子会社とする手段として株式交換の制度があるが、株式交換は、完全親子会社関係を創設する手段であり、企業買収において対象会社を完全子会社とすることを予定していない場合には利用することができない。一方で、自社の株式を対価として対象会社を単なる子会社とすることは、自社の新株発行等と対象会社の株式の現物出資という構成によってもできるが、この場合、原則として検査役の調査が必要となる（207条）ほか、対象会社の株主や買収会社の取締役等に財産価額填補責任（212条、213条）の負担が生じる可能性がある。このことが障害となり、上記のような法律構成はあまり用いられてこなかったといわれている。

そこで、199条1項の募集に伴う諸規定を適用することなく、株式を対価とする親子会社関係の創設を容易にするため、改正法は、株式交付制度を新たに導入した。すなわち、株式交付とは、株式会社（A社）が、他の株式会社（B社）をその子会社とするためにB社株式を譲り受け、B社株式の譲渡人に対して、対価としてA社株式を交付することをいう（改正後2条32号の2）。A社を**株式交付親会社**、B社を**株式交付子会社**という（改正後774条の3第1項1号）。なお、株式交付親会社にさらに親会社（X社）があっても、X社はここでいう株式交付親会社とはならない。

株式交付は、A社が新たにB社を子会社とするための制度であり、すでに親会社となっている株式会社が子会社株式を買い増すときには、株式交付制度を利用することはできない。ここにいう「子会社」は、基準の客観性・明確性を重視して、会社法施行規則3条3項1号に掲げる場合（議決権の過半数基準という形式的基準を満たす場合）

に限る旨が法務省令で定められている（同規則4条の2）。

株式交付においては、株式交換の場合とは異なり、A社がB社との間に直接の契約関係を結ぶわけではなく、A社は、B社の株主との株式譲渡契約に基づき、B社株式を譲り受けるという法律構成が採用されている。このため、株式交付は、株式交付親会社から見れば、①新たに親子会社関係を創設するための組織再編行為としての性質とともに、②株式交付子会社の株式を現物出資財産として給付しようとする者に対する募集株式の発行等としての性質を有する。改正法は、①に関しては、株式交付をいわば部分的（片面的）な株式交換と位置づけ、株式交付親会社について株式交換完全親会社に準じた手続規制（後記2）を設ける一方、②に関しては、募集株式の発行等に準じて、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み・割当て、株式交付子会社の株式の給付に関する規律（後記3）を設けている。

2 株式交付の組織再編としての手続

(1) 株式交付計画の作成・決定

株式交付をするには、A社が単独で**株式交付計画**を作成しなければならない（改正後774条の2）。

株式交付計画の内容については、記載すべき事項が法定されている（改正後774条の3第1項）。株式交付計画では、A社が株式交付に際して譲り受けるB社株式の数の「下限」を定めなければならない（同条項2号）。この「下限」は、親子会社関係の創設という制度の趣旨から、効力発生日においてB社がA社の子会社となる数にする必要がある（同条2項）。また、株式交付の対価にA社株式以外の財産（例えば、金銭）を加えることもできるが、対価には、必ずA社株式を含めなければならない（同条1項3号、5号）。

株式交付計画の内容は、取締役会を設置しない株式会社では取締役の過半数をもって決定し（348条2項）、取締役会設置会社では、「重要な業務執行」の一つとして、取締役会が決定する（362条4項）。監査等委員会設置会社や指名委員会等設置会社においても、株主総会の承認を受けなければならない株式交付計画の内容の決定は、取締役会の専決事項とされている（改正後399条の13第5項22号、416条4項24号）。

(2) 事前・事後の情報開示

A社の株主及び債権者の保護の観点から、株式交付計画に関する書面等の事前開示及び株式交付に関する書面等の事後開示について、基本的に株式交換と同様の規律が設けられている（改正後816条の2、816条の10）。

(3) 株主総会の特別決議による承認

A社は、原則として、効力発生日の前日までに、株主総会の決議（特別決議、309条2項12号）によって、株式交付計画の承認を受けなければならない（改正後816条の3第1項）。株式交付で差損が生じる場合には、取締役は、当該株主総会において、その旨を説明しなければならない（同条2項）。

例外として、株式交換と同様（796条2項）、一定の規模以下の株式交付についてはいわゆる簡易手続が認められ、A社における株主総会決議は不要となる（改正後816条の4第1項本文。例外の例外として、同条1項ただし書・2項参照）。

(4) 株式交付親会社の株主の保護

株式交付により不利益を受けるA社の少数株主を保護するため、反対株主の株式買取請求（改正後816条の6）、事前の差止請求（改正後816条の5）、事後の無効の訴え（後記4）といった、株式交換と同様の規律が法定されている。

(5) 株式交付親会社の債権者の保護

株式交換と同様（799条1項3号）、株式交付の対価がA社株式（その他株式に準ずるものとして法務省令で定めるもの）のみである場合以外の場合には、A社の財産が減少することから、A社において債権者異議手続を経る必要がある（改正後816条の8）。

(6) 効力発生日の変更

株式交付計画につき株主総会の承認決議があった後であっても、株式交換の場合（790条1項）とは異なり、A社は、単独で効力発生日を変更することができる（改正後816条の9第1項）。株式交付では、B社は当事会社ではなく、また、B社株式の譲渡人は相当な数になる可能性もあり、その全員と合意することは現実的ではないからである。

3 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み等

(1) 申込み・割当て

B社においては、上記2の手続はとられず、B社の株主が、個々に、自己の有する株式について、A社に対して譲渡しの申込みをするか否かを判断することになる。まず、A社は、B社株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対し、A社の商号、株式交付計画の内容その他法務省令で定める事項を通知しなければならない（改正後774条の4第1項）。これを受けて、B社株式の譲渡しの申込みをする者は、株式交付計画で定められた申込みの期日までに、譲り渡そうとするB社株式の数等を記載した書面をA社に交付（A社の承諾があれば電磁的方法によって提供）しなければならない（同条2項・3項）。

A社は、申込者の中からB社株式を譲り受ける者を定め、その者に割り当てる（A社が譲り受ける）B社株式の数を定めなければならない（改正後774条の5第1項前段）。この場合には、いわゆる割当自由の原則が妥当し、A社は、申込者から譲り受ける株式の数を申込者が申込みをした株式の数よりも減少することができるが、申込者に割り当てる当該株式の数の合計は、株式交付計画で定めた「下限」の数以上でなければならない（同条項後段）。A社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者からA社が譲り受けるB社株式の数を通知しなければならない（同条2項）。

申込みの総数が株式交付計画で定めた「下限」の数に満たない場合には、株式交付の手続は終了する（改正後774条の10）。

(2) 株式交付子会社の株式の給付

A社が譲り受けるB社株式の割当てを受けた者は、効力発生日に、割当てを受けた数のB社株式をA社に給付しなければならない（改正後774条の7）。

(3) 株式交付の効力の発生

A社は、株式交付計画で定めた効力発生日に、給付を受けたB社株式を譲り受け（改正後774条の11第1項）、A社・B社間に新たに親子会社関係が形成される。一方、A社にB社株式を給付した譲渡人は、効力発生日に、株式交付計画の定めに従い、A社の株主となる（同条2項）。譲渡人以外のB社株主は、株式交付後もB社の株主として残る。

4 株式交付の無効

他の会社の組織に関する行為の無効の訴えと同様、株式交付の無効は、株式交付の効力が生じた日から6か月以内に、訴えをもってのみ主張することができる（改正後828

条1項柱書・13号)。

原告の資格は一定の者に限定され、原告には、株式交付の効力発生日にA社の株主であった者やA社の株主のほかに、B社の株式等を譲渡した者が含まれる(同条2項柱書・13号)。被告は、A社である(改正後834条12号の2)。株式交付の無効事由は法定されておらず、解釈にゆだねられている。

株式交付を無効とする判決が確定したときは、株式交付は、将来に向かってその効力を失う(改正後839条)。その場合、株式交付の際にA社が給付を受けたB社株式の返還につき、改正後844条の2参照。

五 その他の改正

1 議決権行使書面の閲覧謄写請求の拒絶事由の明文化

書面による議決権行使がなされた場合、株主は、株式会社の営業時間は、いつでも、議決権行使書面の閲覧・謄写の請求をすることができる(311条4項)。

議決権行使書面には、議決権を行使すべき株主の氏名・名称及び行使することができる議決権の数といった法定記載事項(会社法施行規則66条1項5号)に加え、通常、株主の住所も記載されているため、株主名簿の閲覧謄写請求が拒絶された場合に、株主の住所等を取得する目的で議決権行使書面の閲覧謄写請求がなされる例があると言われている。その他にも、会社の業務遂行を妨害するなど、正当な目的なしに議決権行使書面の閲覧謄写請求がなされる可能性が指摘されている。

そこで、このような議決権行使書面の閲覧謄写請求権の濫用的行使に対応するため、改正法は、株主名簿の閲覧謄写請求に関する規律(125条2項柱書後段・3項)にならって、議決権行使書面の閲覧謄写請求の理由を明らかにさせるとともに、拒絶事由を定めることとした(改正後311条4項後段・5項)。

同様に、議決権の代理行使書面・電磁的記録、議決権行使にかかる電磁的記録についても、閲覧謄写請求の理由を明らかにさせるとともに、拒絶事由を定めることとした(改正後310条7項柱書後段・8項、312条5項後段・6項)。

2 成年被後見人等についての取締役の欠格条項の削除及びこれに伴う規律の整備

令和元年改正前は、成年被後見人や被保佐人は取締役になることができなかった(改正前331条1項2号)、改正法は、成年後見制度の利用促進に関する一連の法改正と足並みを揃え、この欠格条項を削除することとした。

その上で、成年被後見人が取締役に就任するには、その成年後見人が、成年被後見人の同意(後見監督人がある場合には、成年被後見人及び後見監督人の同意)を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならない、とした(改正後331条の2第1項)。これは、株主総会の決議で取締役を選任し(329条1項)、取締役に選任された者が会社との間で任用契約を締結することにより取締役に就任する、という手順を前提にした規定であると解されている。被保佐人が取締役に就任するには、その保佐人の同意を得なければならない(改正後331条の2第2項)。一方で、取引の安全を重視し、成年被後見人又は被保佐人がした取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができないものとされた(同条4項)。

以上の改正に伴い、監査役、執行役、清算人、設立時取締役及び設立時監査役についても、所要の改正が行われた(改正後335条1項、402条4項、478条8項、39条5項)。

3 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

会社が責任追及等の訴えに係る訴訟における和解に当事者として参加する場合、和解が株主にとって不利になされるおそれがあるにもかかわらず、従来、株主の利益に配慮した手続規定がなかった。

そこで、改正法は、株式会社等（株式会社又は株式交換等完全子会社、848条）が、当該株式会社等の取締役（監査等委員及び監査委員を除く）や執行役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、株式会社の区分に応じ、監査役（監査役が2人以上の場合は各監査役）、各監査等委員、各監査委員の同意を得なければならないものとした（改正後849条の2）。

これは、取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟において取締役等の側に会社が補助参加をする場合（849条3項）や、取締役（監査等委員及び監査委員を除く）及び執行役の責任の一部免除に関する議案を提出する場合（425条3項、426条2項）については、すでに同様の規律があり、それらと平仄を合わせたものである。

4 会社の登記に関する見直し

(1) 新株予約権に関する登記

利害関係者への公示の役割を重視する観点から、新株予約権に関する登記事項についての規律が改められ（改正後911条3項12号ロないしへ）、とくに、募集新株予約権の発行時に払込みを要する場合には、払込金額を登記することを原則とし、払込金額の算定方法に関しては、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときに限って、当該算定方法の登記を要することとされた（同条項12号へ）。

(2) 会社の支店の所在地における登記の廃止

規律を維持する実益の乏しい930条から932条までが削除され、あわせて、937条1項や938条についても所要の改正が行われた。